

花見川区防犯ウォーキング実施要綱の一部改正

花見川区防犯ウォーキング実施要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを目指し、地域でボランティアによる防犯ウォーキングを実施する区民に対し、活動時に着用する帽子等を貸与することにより、地域の防犯活動を推進することを目的とする。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 防犯ウォーキングボランティアの活動内容は次の各号に掲げるものとし、自己の責任において活動するものとする。</p> <p>(1) 防犯ウォーキングボランティアとして登録をし、日頃のウォーキングやジョギング、買い物、犬の散歩などを兼ねて、通学する子どもの見守りや、ご近所のパトロールを実施すること。</p> <p>(2) 自身の都合のよい時間において実施し、無理のないよう活動すること。</p> <p>(3) 積極的に挨拶や声かけ運動を行うこと。</p> <p>(4) 犯罪等を目撃した場合は、犯人を捕らえる等の危険な行為は行わず、直ちに警察に通報すること。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 防犯ウォーキングボランティア登録の対象者は、花見川区内在住・在勤の18才以上の個人とし、週に1回以上の防犯ウォーキングができる者とする。</p> <p>(貸与物品)</p> <p>第4条 防犯ウォーキングボランティアに登録した者には、以下のとおり貸与する。</p> <p>(1) 活動時に着用する帽子</p> <p>(2) 防犯ウォーキングボランティア登録者の飼犬を、防犯ウォーキング犬として登録した場合には、犬用のバンダナを貸与する。この場合は、バンダナのみ、帽子とバンダナの両方、いずれも選択できるものとする。</p> <p>(登録申込)</p> <p>第5条 防犯ウォーキングボランティアに登録しようとする者は、花見川区防犯ウォーキングボランティア登録・更新申込書(様式第1号)を提出するものとする。登録事項に変更が生じた場合は、花見川区地域振興課に速やかに連絡するものとする。</p> <p>(貸与物品の管理)</p> <p>第6条 帽子を受領した登録者は、適切に管理するとともに、防犯ウォーキングボランティアの目的以外には使用してはならない。</p> <p>2 登録者が貸与された帽子を紛失または破損、汚損した場合は、花見川区防犯ウォーキングボランティア登録・更新申込書の提出により、年に1回まで交換できるものとする。</p> <p>(活動の中止)</p> <p>第7条 防犯ウォーキングボランティアに登録した者が活動を取りやめる場合は、花見川区地域振興課にその旨を連絡し、貸与された帽子または犬用のバンダナは責任を持って廃棄することとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを目指し、地域でボランティアによる防犯ウォーキングを実施する区民に対し、活動時に着用する帽子等を貸与することにより、地域の防犯活動を推進することを目的とする。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 防犯ウォーキングボランティアの活動内容は次の各号に掲げるものとし、自己の責任において活動するものとする。</p> <p>(1) 防犯ウォーキングボランティアとして登録をし、日頃のウォーキングやジョギング、買い物、犬の散歩などを兼ねて、通学する子どもの見守りや、ご近所のパトロールを実施すること。</p> <p>(2) 自身の都合のよい時間において実施し、無理のないよう活動すること。</p> <p>(3) 積極的に挨拶や声かけ運動を行うこと。</p> <p>(4) 犯罪等を目撃した場合は、犯人を捕らえる等の危険な行為は行わず、直ちに警察に通報すること。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 防犯ウォーキングボランティア登録の対象者は、花見川区内在住・在勤の18才以上の個人とし、週に1回以上の防犯ウォーキングができる者とする。</p> <p>(貸与物品)</p> <p>第4条 防犯ウォーキングボランティアに登録した者には、以下のとおり貸与する。</p> <p>(1) 活動時に着用する帽子</p> <p>(2) 防犯ウォーキングボランティア登録者の飼犬を、防犯ウォーキング犬として登録した場合には、犬用のバンダナを貸与する。この場合は、バンダナのみ、帽子とバンダナの両方、いずれも選択できるものとする。</p> <p>(登録申込)</p> <p>第5条 防犯ウォーキングボランティアに登録しようとする者は、花見川区防犯ウォーキングボランティア登録・更新申込書(様式第1号)を提出するものとする。登録事項に変更が生じた場合は、<u>花見川区地域づくり支援課</u>に速やかに連絡するものとする。</p> <p>(貸与物品の管理)</p> <p>第6条 帽子を受領した登録者は、適切に管理するとともに、防犯ウォーキングボランティアの目的以外には使用してはならない。</p> <p>2 登録者が貸与された帽子を紛失または破損、汚損した場合は、花見川区防犯ウォーキングボランティア登録・更新申込書の提出により、年に1回まで交換できるものとする。</p> <p>(活動の中止)</p> <p>第7条 防犯ウォーキングボランティアに登録した者が活動を取りやめる場合は、<u>花見川区地域づくり支援課</u>にその旨を連絡し、貸与された帽子または犬用のバンダナは責任を持って廃棄することとする。</p>

(登録の抹消)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、区長はその登録を抹消することができるものとする。

- (1) 貸与された帽子または犬用のバンダナを防犯ウォーキングボランティアの目的以外に使用したとき。
- (2) 活動内容に適正さを欠き、区民の信頼を損なうものと判断される時。
- (3) その他、区長が登録の抹消を必要と認めたとき。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(登録の抹消)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、区長はその登録を抹消することができるものとする。

- (1) 貸与された帽子または犬用のバンダナを防犯ウォーキングボランティアの目的以外に使用したとき。
- (2) 活動内容に適正さを欠き、区民の信頼を損なうものと判断される時。
- (3) その他、区長が登録の抹消を必要と認めたとき。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。